

土壌簡易検査に係る特記仕様書

土壌汚染対策については、「土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号、最終改正 平成 23 年法律第 74 号）」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号、最終改正 平成 23 年神奈川県条例第 31 号）」及び「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成 25 年 3 月 15 日建令第 105 号）」に基づき実施することとしているが、中井町内の公共建設発生土受入地へ土砂を搬出する工事に関しては本特記仕様書を併せて適用する。

1 土壌簡易検査の対象工事

中井町内の公共建設発生土受入地へ土砂を搬出するすべての工事

2 土壌簡易検査の方法

- (1) 掘削面積 900 m²毎に 5 地点を測定地点として選点し、深さ 5cm から 50cm までの土壌の水素イオン濃度指数を起電式簡易土壌湿度測定器で測定する。
- (2) 上記 (1) の結果を様式 A に記入し、測定地点を記入した平面図を添付して監督員へ報告する。
- (3) その他事項については、別紙 1 を参考とする。

3 基準超過土砂への対応方法

- (1) 上記 2 の結果、水素イオン濃度指数の測定値が 3.5 から 8.0 の基準値を満たさない場合は、「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成 25 年 3 月 15 日建令第 105 号）」（以下「土砂検定基準」という。）に準拠して検定試験を実施する。
また、検定試験の項目は土砂検定基準別紙 2 と同様とし、結果報告に係る様式は様式 2 とする。
- (2) 検定試験の結果、土砂検定基準に規定する基準値に適合しない土砂については、現場監督員、関係環境部局等と協議して適切に処理する。

4 その他

- (1) 土砂搬入整理券の発券申込にあたっては、以下に掲げる申請書類を一式にして受付窓口へ提出すること。
 - 土砂搬入・搬出（変更）申込書
 - 土壌簡易検査調書（様式 A）
 - 検定試験結果証明書（様式 2）（上記 3 (1) に基づく検定試験を実施した場合）
 - 土砂検定基準に基づく「土砂検定調書」（様式 1）及び添付書類（土砂検定基準に基づく検定試験を実施した場合は、検定試験結果証明書（様式 2）を含む。）

附 則

この特記仕様書は、平成 22 年 11 月 1 日より適用する。

附 則

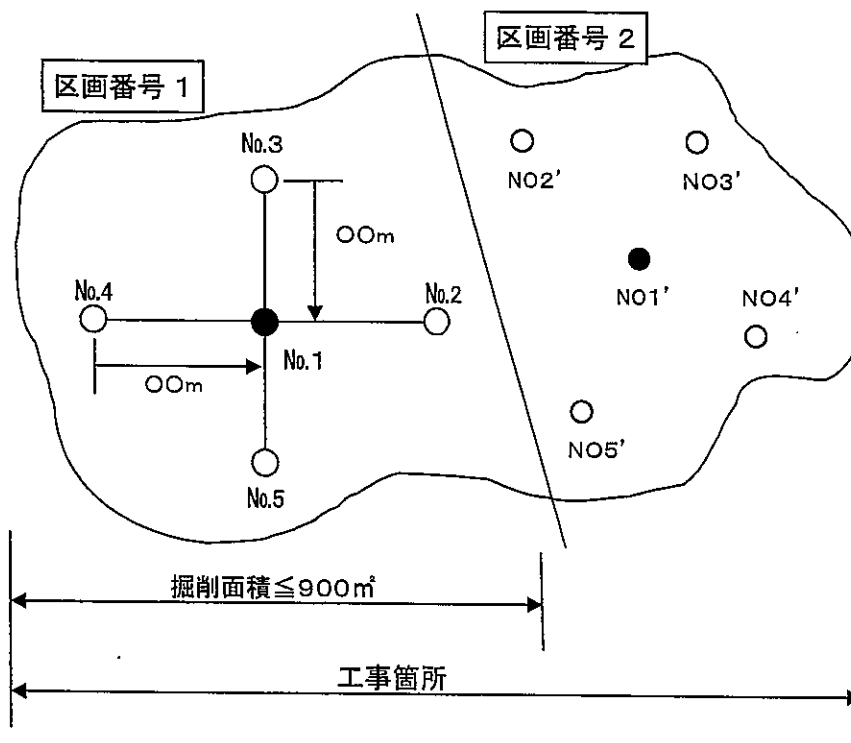
この特記仕様書は、平成 26 年 8 月 1 日より適用する。

別紙1

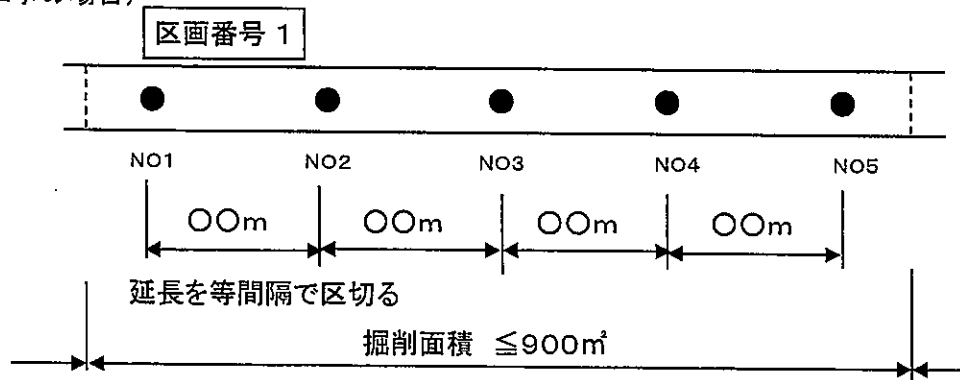
土壌簡易検査及び写真撮影の方法

(面的な整備の工事の場合)

※ 偏らないよう測定地点(No.1～No.5)を選定する。



(延長が長い工事の場合)



- ① ・上図No.1～No.5で測定地点を選点し、特記仕様書2(1)に規定にする方法で土壌の水素イオン濃度指数を測定すること。
- ② ・上図測定地点にポールを立て全体を写真撮影する。
 ・各測定地点で測定状況を写真撮影する。(測定地点の穴の深さが明確になるように)
 ・測定器の目盛りを写真撮影をすること。
- ③ ・上記により難しい場合は、搬出土量900m³毎に5地点を選点し、上記のとおり測定及び写真撮影を行うこと。